

松江地方裁判所委員会（第12回）議事概要

- 1 日時
平成20年2月18日（月）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員） 飯島健太郎，石原さとみ，岩田好二，居石正和，岸田和俊，
永瀬 裕，前田幸二，三島敏功，山田英夫，渡部浪子
（五十音順敬称略）
（説明者）小泉事務局長，垣屋民事首席書記官，立花刑事首席書記官
（庶務） 山本総務課長，法正総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 松江地方裁判所長あいさつ
 - (2) 新任委員（岩田委員）自己紹介
 - (3) 委員長選任
西島委員長の退任に伴い，後任の委員長として岩田委員が選任された。
 - (4) 松江地裁における裁判員制度に対する取組状況について
立花刑事首席書記官及び飯島委員（刑事部総括裁判官）から説明
 - (5) 裁判員制度広報の実施状況，今後の方向性及び関連施設の整備状況について
松江地裁における状況等について小泉事務局長から説明
検察官，弁護人の立場から，山田委員，岸田委員がそれぞれの取組みを紹介
 - (6) 本日の意見交換のテーマである「裁判員制度（制度の内容と教育を含むその
広報活動について）」について，意見交換を行った。

公民館は住民に直結している。住民への広報は是非公民館を活用してもらいたい。70歳以上の方は辞退できることになっているが，そもそも裁判員の対象となっていないと思込んでいる人も相当数いるように思う。まだまだ広報のニーズはあるのではないか。

この時期になると，スーパーマーケットの店内放送や立て看板などで確定申告の案内があるが，年々力が入ってきているように思う。ポスターであれば見なければならぬし，説明会であれば出かけなければならぬが，店内放送などは歩いているときに何気なく耳に入ってくる。もう間もなく始まるんだという認識をまず持ってもらうて，それが説明会に出かけるきっかけになればよいのではないか。会社勤めの人であれば会社が制度周知を担う部分もあるが，組織に属さない人向けには，そういうものを使う手もある。

島根県での70歳以上の占める割合が26パーセントと予想以上に多いことに驚いた。高齢の方にも自分のこととして考えてもらわなければならないと思った。広報としては，人が集まる場所を利用するのが効果的だ。例えば，レンタルショップには無料レンタルのコーナーがある。裁判員制度のDVD

をそういうところに置いてもらえば、若者の目に留まるのではないか。自分のこととして考えていない人のもとに、裁判員候補者となった旨の通知書が送られてきてびっくりするということがないようにする必要がある。

説明会に参加するような制度に比較的関心を持っている人でも、半数近くは裁判員として参加することに消極的だ。国民全体であれば消極的な意見は更に高まるのではないか。そう考えれば、まだまだ広報の必要性はある。制度が始まるまでのあと1年間でいかに周知していくかが課題だと思う。

辞退事由に関する政令が公布された。思想信条を理由とする辞退は認められず、著しい損害がある場合には認めることになったが、あいまいな部分があることは否めない。事例に応じて裁判官が判断することになるが、人間の内面の問題をどのように整理するのか。

明確な基準というのはいない。辞退政令に関してはいろいろ議論があったところで、思想信条を理由とする辞退を認めるべきとの意見もあったが、それを認めるとこの制度そのものが成り立たないとする意見もあり、そのような議論の中で、精神的なものを含め自分や第三者に重大な不利益が生ずる場合に辞退を認めるという形で規定されたようだ。裁判員になりたくない理由は様々あり、仕事上の都合など時間的に負担である場合は、裁判所に出かける前の段階で辞退を認めるなどの工夫を考えることになる。

人を裁くことに自分が関わっていいのかという気持ちは、多かれ少なかれ誰にでもあることで、ごく自然な感情なのだと思う。そのあたりのバランスをどうとっていくのかということは難しいところだ。最終的には、ケースバイケースで、1つ1つ議論して決めていくしかないと思う。

消費者センターでは年100回程度出前講座を行っている。近年は高齢者を狙った悪徳商法が横行しており、約半分は高齢者を対象に消費者問題を取り上げたものだが、関心は高い。高校3年生を対象とした講座もあり、そうした講座とタイアップできるところがあればよいと思う。

大学で講座を持っているが、15回のうち1回は裁判員制度を取り上げている。学生は自分のものとして受け止めていないように感じるが、一生のうち2度は選任されるかもしれないと言うとピンとくるようだ。

学生は、知識は持っているが、法律との関係で、自分の身に何か起きるとかどうやって自分が生活していくかといった発想が弱いように思うがどうか。

そういう傾向がないとは言えない。自分たちが生きている社会に法律問題が密接に関係しているということを、実感として分かってもらうことには苦労する。

広報としてテレビCMを活用してはどうか。新聞とテレビの違いは、新聞は、自分で情報収集したい人が読んで情報を得るのに対し、テレビは、特に情報収集するつもりはないけれども、気が付いたら耳に覚えがあるという状態になっていることにある。e-Tax（電子申告）がまさにそうで、内容

はよく分からないが聞いたことはあるという人は多い。これはテレビCMの効果だろうと思う。まずはその存在を知っているというところが出発点になるのではないか。

テレビCMは相当な費用がかかるだろうが、店内放送ならただで済む。税務署も今でこそプロを使っているが、以前は、各税務署で工夫して手作りしていた。そうしたものが全国的な取組みになったのではないかと思う。

分かりやすさという点では、法社会学会で、法律家が使っている難しいテクニカルな単語をいかにして一般市民が分かる言葉に置き換えるかという実験を行っている。今までは、裁判というものは自分には関係ないもの、関係なければそれに越したことはないものだったが、これからはそうはいかない。そういう気持ちを持ち越えて裁判員になってもらわなければならないという問題だと思っている。

行政機関でも行政用語が使われており、以前から分かりにくさが指摘されている。高校生や中学生でも分かるようにしなければならないと思って取り組んでいるところである。

新聞で裁判記事を書く場合、裁判用語の本質を捉えた上で、それを一般的な言語に置き換えるよう心掛けている。中には深遠な法理を体現したものにも出会うが、同じ人間が作った言葉なのであるから、一般的なものとどこか接点があるはずだ。これからは法曹が一般的な言語に近づく努力をしなければならない。そのためにはこれをすればよいというようなものはないが、一般的な教養や言語に対する関心を養っていかなければならないと思う。

弁護士の場合、依頼者との一対一の関係であれば、確認しながら話を進めていけるが、裁判の場合はそうもいかない。裁判員のうち1人でも分からないという人が出てくれば、制度自体が機能しないということにもなりかねない。日ごろから平易な言葉を使うよう心掛けているところだ。

これまでの裁判は訴訟関係人が専門家であったので専門用語を用いた方が効率的である面があった。制度が始まるまであと1年あまりだが、少しずつではあるが、裁判員裁判対象事件を中心に、どういう言い換えができるか工夫しながら取り組んでいるところだ。

裁判所というと何となく用語の難しさを感じる。最近、世間では、パワーポイントなどを使って説明する機会も増えており、そういう取組みも考えられる。分かりやすい裁判への取組みに期待したい。

素人の考えだが、市民が参加する裁判になると、今までと違った結果が出てくるのではないかと危惧している。9人のうち過半数をどうやってとるかということなので、事件そのものではなく、感情に訴えたり、演技力というものも勝ち負けに影響してくるのではないか。そうすると、難しい言葉を使って理解してもらえないとポイントが稼げないわけなので、放っておいても易しい言葉になると思う。勝ち負けであれば、今までと違うやり方なので、

勝つ方法というのはある。しかし、それでよいのか。同じような事件が起こって、市民が裁判に加わることによって、いままでのプロの判断とアマチュアの判断が違うというのがどういう意味を持つのか。考えさせられる問題だと感じている。

(7) 前回の指摘事項について

山本総務課長から検討状況等について次のとおり説明。委員からの意見，質問はなかった。

庁舎正面玄関入口と北側入口には総合案内として守衛を配置している。北側入口は守衛が不在となることがあるので，来庁された方が困ることのないよう，正面玄関入口への案内表示の設置を検討したい。加えて，職員から積極的に声を掛けるなど，より一層適切な接遇ができるよう今後も継続的に職員を指導していきたい。

正面玄関ホールには冷暖房の保温効果を保つために仕切を設置している。透明な仕切とするなどして，ホールが暗くならないよう配慮している。

1階のラウンドテーブル法廷は，主として簡易裁判所が使用するため，簡裁事務所の近くに設置している。正面玄関ホールに近く，プライバシー保護の必要もあることから，待合室については正面玄関から離れた場所にするなどの配慮をしている。

調停室には和やかに話ができるよう観葉植物や絵画などを飾っている。

(8) 意見交換テーマの選定

次回は，本日意見交換できなかった「裁判員制度（市民参加を円滑に進めるための工夫について）」について意見交換することとなった。

(9) 次回開催日時

次回は，平成20年7月11日（金）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。

(10) 退任委員あいさつ

平成20年3月31日で任期が終了する居石委員からあいさつがあった。

(11) 閉会あいさつ